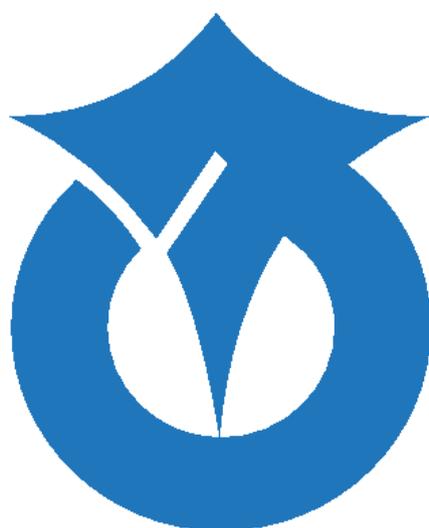


学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

(令和3年10月12日付)



令和3年10月

久御山町教育委員会

目 次

はじめに	1
「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準	2
I 新型コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	3
1 発熱等風邪症状のある児童生徒の出席停止の徹底	3
2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり	4
3 免疫力を高める指導	6
4 心のケアについて	6
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	6
II 児童生徒の出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方	7
1 児童生徒の出席停止及び教職員の自宅待機に対する考え方	7
2 医療的ケアが日常的に必要な或いは基礎疾患等のある児童生徒について	8
3 海外から帰国した児童生徒への対応について	8
4 出席停止・臨時休業発生時の対応	8
5 臨時休業措置に係る広報周知	9
III 教育活動における留意事項	11
1 各教科学習等における留意事項	11
2 各種行事について	13
3 給食について	14
4 部活動について	14
IV その他	17

はじめに

新型コロナウイルス感染症対策が継続される状況に鑑み、学校において留意すべき事項についてまとめたので、この内容に従って学校の運営を行っていただきたい。

なお、このマニュアルの取扱いについては当面の間とする。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後変更が生じる場合があることをあらかじめ承知いただき、適宜教育委員会からの指示に基づき、適切に対応いただきたい。

久御山町教育委員会

大原則

- ◎ 安全を最優先に考え、発熱等風邪症状のある児童生徒をはじめ、疑わしき事案については、原則として出席停止とすることにより、児童生徒同士及び教職員との間での接触を避けること。

- ◎ クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、クラスター発生リスクの高い3条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を排除した環境づくり「ゼロ密」を目指すこと。

- ◎ 感染者・濃厚接触者等に対する偏見やいじめなどの差別（人権侵害）にあたる言動や対応が生じないように、特段の配慮を行うこと。
個人情報取扱いにも留意すること。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での 感染リスクの低い活動 で短時間での活動に 限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	収束局面 感染リスク の低い活動 から徐々に 実施 ↓	感染リスク の低い活動 から徐々に実施し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	↑感染リス クの高い 活動を 停止 拡大局面	十分な感染対策を行 った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提言(※)における分類		
レベル3	ステージ Ⅳ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	(病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。)
レベル2	ステージ Ⅲ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	(ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。)
	ステージ Ⅱ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	(3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。)
レベル1	ステージ Ⅰ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言)

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～(文部科学省)

令和3年4月28日付通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28Ver.6)※2021.5.28一部修正」等に従って、本町のマニュアルは作成されている。学校内での感染拡大防止に向けて警戒を強め、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。

I 新型コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 発熱等風邪症状のある児童生徒の出席停止の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱（体温が37.5度以上、あくまで目安なので個人の平熱による）・咳などの症状がある場合は、登校を控えるよう保護者に周知する。

健康観察表は、家庭で記入し毎日児童生徒に持参させ、学校との健康状態の共有に活用すること。

※ 保護者から問い合わせがあった場合は、原則として、次のような症状がある場合は、かかりつけ医や公設の相談センター（保健所）等に相談するよう促す。

- ・風邪の症状や発熱（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）がある
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

(2) 学校での登校時の健康観察

① 家庭で登校前に検温していない児童生徒に対しては、校舎に入る前に教職員が体温を測定する。地域の感染レベルが2以上の場合は、児童生徒本人のみならず、同居の家族にも毎日健康状態を確認するように呼びかける。また、同居家族に風邪症状がある場合は、登校を控えてもらうよう依頼する。

② 欠席者及び遅刻者を確実に把握し、その理由を保護者に確認する。

③ 出席者の健康観察を行う。

④ 健康観察の結果は「健康観察表（学級用）」に記入し、養護教諭に提出する。

⑤ 各学級から提出された健康観察結果を管理職に報告する。

⑥ 授業中、休み時間、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、速やかに養護教諭に引き継ぐ。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、感染症拡大防止の観点から、発熱等風邪症状がある場合には、特別休暇を取得し、出勤を控えさせること。

（医師の受診や検査を受けることも考える。）地域の感染レベルが2以上の場合は、同居の家族に風邪症状等がある場合は出勤を控えさせること。

(3) 出席停止の取扱い

ア 児童生徒に発熱等の風邪症状が見られるとき、またコロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者に該当した場合も出席停止の措置をとる。

イ 感染が蔓延している状態（レベル2以上）においては、同居家族に発熱等の風邪症状が見られるときにも、出席を控えるように依頼する。その際の扱いは出席停止とする。

ウ 感染不安により保護者から「休ませたい」と相談があった児童生徒に関しては、「町内において感染者が増加傾向にある」「基礎疾患のある人と同居している」など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上、「出席停止・忌引きの日数」として記録し、欠席とはしないことも可能。ただし、欠席中の学習保障や登校に向けた今後の見通しについて保護者と連携を密にとることを前提とする。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

(1) 基本的な感染症対策の徹底

石けんでの手洗い（登校直後、休み時間、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を繰り返し行うこと。必要に応じて手指消毒用アルコールを活用すること。

(2) 教室内の換気・配席の工夫

① 窓は常時開ける。その際は、可能な限り2方向の窓を同時に開けること。エアコンの使用時は、室内の温度を適切に保ちつつ、窓を10cmから15cm開け、常時換気を行うこと。換気の程度は、天気や教室の位置により異なるため、必要に応じ学校薬剤師と相談するとともに、合唱や調理、給食などの際には換気を強化すること。また、気温の寒暖差に応じた児童生徒の服装についても配慮するよう家庭へ啓発すること。

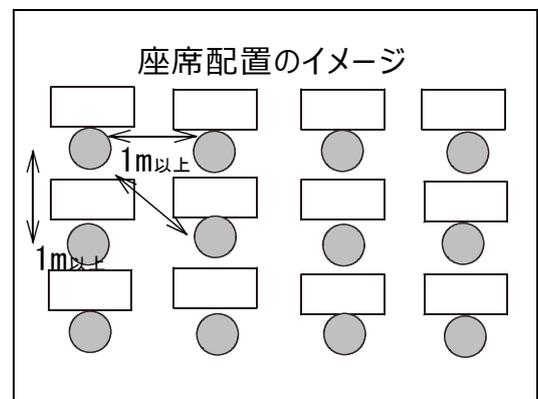
② 教職員は、学習場所・学習内容及び健康面への配慮をした上でマスク若しくはフェイスシールドを着用すること。児童生徒との距離を可能な限り広くとること（1～2m程度が望ましい）。

③ 教室等においては、座席間を離して着席するなど、できる限り児童生徒間の距離を離すよう配慮する。右の図を参考に、座席間を1m以上離れた上で対面とならない形にするなど、児童生徒が接近しすぎない工夫をすること。文部科学省が示す地域の感染レベルに応じ、対応すること。

④ やむを得ずグループでの活動が必要な場合は、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、児童生徒が近距離での会話や発声を避ける（ホワイトボードやタブレットの活用など）などの配慮をすること。

〈参考〉

新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック(厚生労働省)学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」(文部科学省)



(3) 児童生徒や保護者、教職員がPCR検査を受けた際の対応（P7参照）

検査結果が出るまでは、PCR検査を受けた本人は出席停止とし、学校は通常通り運営を行う。ただし、該当者の検査2日前までの行動を洗い出し、状況把握や消毒作業を行ったり、可能な限りカリキュラムを変更したりするなど、更なる感染拡大を未然に防ぐよう準備しておくこと。

(4) 消毒液を使った清掃の実施

床は、通常の清掃活動の範囲で対応する。机・椅子についても特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から家庭用洗剤等を用い、拭き掃除をすることも考える。特に多くの児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、

スイッチなど)は、1日に1回以上、ペーパータオル等に消毒液を含ませて清掃を行うこと。器具や清掃道具等共有するものについては、使用前後に手洗いを行うこと。

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について^{※1}

	消毒用 エタノール	一部の界面活性剤 ^{※1}	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	次亜塩素酸水 ^{※2}	亜塩素酸水 ^{※1}
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> ・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる(材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 ・作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照(別添資料10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品に、使用方法、有効成分(有効塩素濃度)、酸性度(pH)、使用期限の表示があることを確認 ・有効塩素濃度80ppm以上のものを使用 ・汚れをあらかじめ落としておく(元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度200ppm以上のものを使うことが望ましい) ・十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす ・少し時間をおき(20秒以上)、きれいな布やペーパーで拭き取る 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物が存在する環境下での使用が想定されている <p>【清拭する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の溶液をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭(拭いた後数分以上置くこと)する ・その後、水気を拭き取って乾燥させる <p>【浸漬する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の溶液に浸漬(数分以上浸すこと)し、取り出した後、水気を拭き取って乾燥させる <p>【排泄やおう吐物等の汚物がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の溶液をまく(数分以上置くこと) ・ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させる
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする				
	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける。 ・換気を十分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(別添資料8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) ・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない ・換気を十分に行う ・噴霧は絶対にしない ・児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」参照(別添資料11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・酸性の製品やそのほかの製品と混合や併用しない ・換気を十分に行う ・直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管する

<参照>

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」

3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

4 心のケアについて

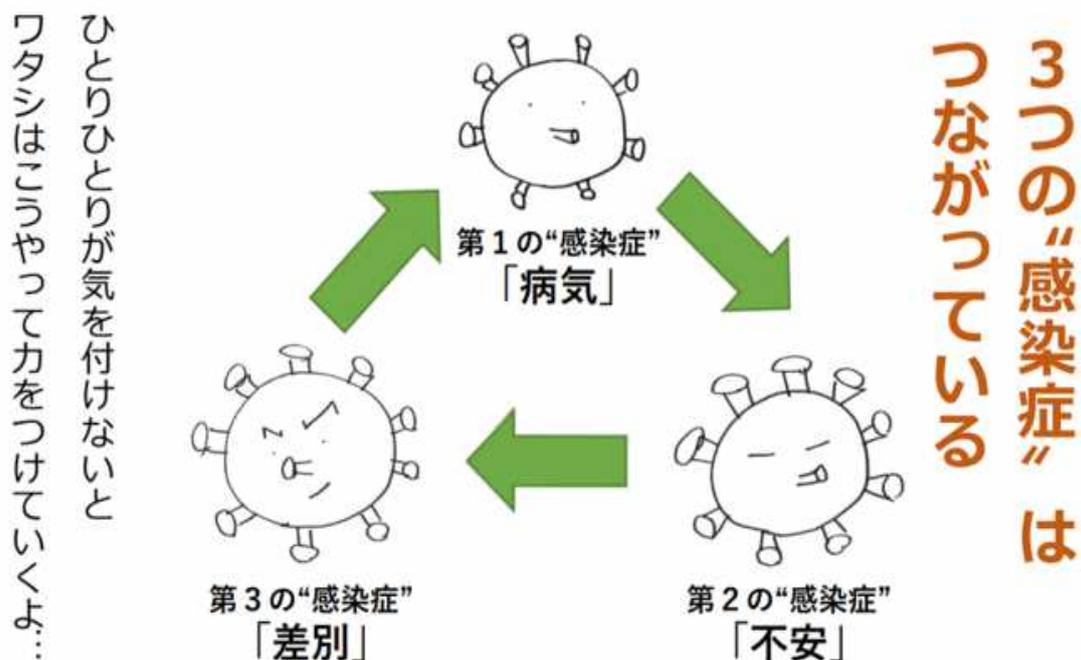
学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、組織的に児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー（教育相談室＝ゆうゆう広場のカウンセラーも活用可）等による個別的な支援を行うなどして、心の健康問題に適宜適切に取り組むこと。

5 感染者・濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者・濃厚接触者等とその家族、この感染症の対策や治療に当たる医療従事者とその家族・関係者等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しにも感染の可能性があるのであって、特定の国や地域、個人をさして「〇〇が来る（いる）のなら行かない（行かせない）」「●●は感染しているかもしれないから来るな（来させるな）」といった偏見や差別につながるような言動に対しては、「断じて許されない」という毅然とした態度で対応を行うこと。

また、児童生徒・保護者から初期症状についての相談があった場合、丁寧に対応し、個人情報保護・管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者を特定されることがないように、十分配慮する。

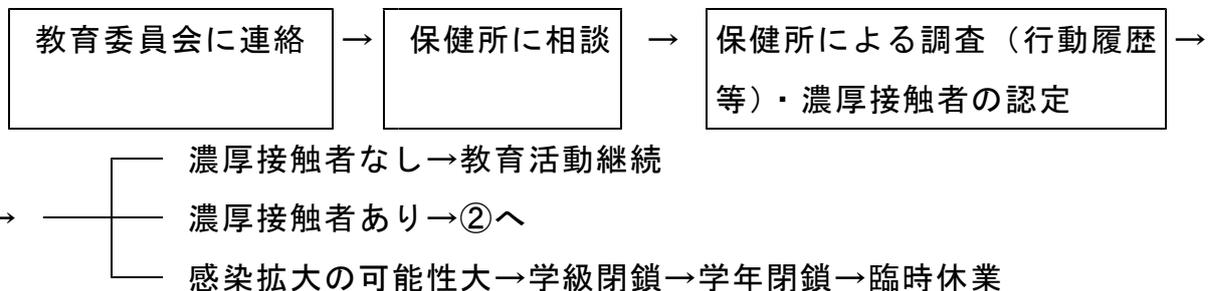


Ⅱ 児童生徒の出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方

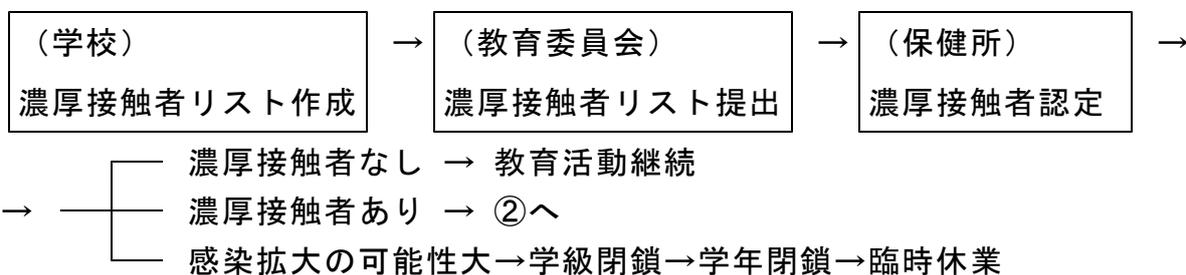
1 児童生徒の出席停止及び教職員の自宅待機に対する考え方

児童生徒もしくは教職員とその家族に感染者等が判明した場合の判断基準

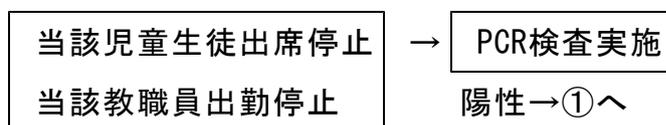
① 児童生徒・教職員が感染した場合



* 緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域における対応



② 児童生徒・教職員が濃厚接触者となった場合及び児童生徒・教職員の同居家族が感染者になった場合



* ただし保健所の業務が逼迫している場合、PCR検査をせずに14日間の自宅待機を要請することがある。

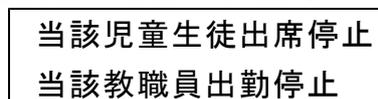
③ 児童生徒・教職員の家族が濃厚接触者となった場合



PCR検査を実施した場合は結果が出るまで自宅待機

* 登校は拒否できないが、相談の上控えてもらうことも可能とする。その際は出席停止とする。

④ 同居の家族に発熱等の風邪症状等がある場合（地域の感染レベル2以上の場合）



- (1) 体調不良が見られる場合やPCR検査などを受検する場合は、自宅で休養させる。
- (2) 学校関係者の感染が確認された場合は、教育委員会と相談し校内の消毒作業や濃厚接触者の調査などのために、一時的に学校を臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖）とすることがある。臨時休業期間は、全体として概ね数日から1週間程度（休日・祝日を含む）。
- (3) 保健所による調査の結果、学校関係者が濃厚接触者と認定された場合、その人数や範囲などを踏まえ、教育活動を休止する期間や対象学年などを決定する。
- (4) 教育委員会と相談し感染者が確認され感染拡大の可能性があると判断した場合は、教育課程内であっても、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業にすることもある。その場合は、保護者にメール配信や電話連絡し、気象警報発令時の下校方法を活用するなど、児童生徒が安全に下校できるよう配慮する。

2 医療的ケアが日常的に必要或いは基礎疾患等のある児童生徒について

(1) 登校の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障害があり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき、保護者の意向を尊重しながら個別に登校の判断をすること。

なお、これにより感染予防のために登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うこと。

(2) 学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会のある教職員においては、当分の間自身の発熱等風邪症状の有無の確認をより厳格に徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を極力減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。

また、校外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げするため、共有の物品がある場所や不特定多数の人が居る場所の利用を避けるなど、注意を払うこと。

3 海外から帰国した児童生徒への対応について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に当該地域が指定された日以降の滞在歴がある児童生徒は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させても構わない。なお、「検疫強化対象地域」には変更があり得るので、最新の情報を確認すること。

4 出席停止・臨時休業発生時の対応

児童生徒及び教職員に、新型コロナウイルス感染症の感染者が判明した場合は、保護者に対し、紙面また学校HP等で周知する。

(1) 学校医・教育委員会事務局との連携

ア 日々の児童生徒の健康管理等については、学校医との連携が重要なため、学校から感染者・濃厚接触者が出た場合や、臨時休業を行う場合は、適宜情報共有を図ること。

イ 府や他市町の動向を踏まえ、学校と教育委員会が意思疎通を図り、一致して対応すること。

(2) 山城北保健所等、関係機関との迅速な連携

ア 感染者・濃厚接触者等の確認時はもとより、学校内の消毒等、専門的な内容について助言を受けられるよう、関係諸機関との連携を深め、それぞれの対応を遺漏なく行うこと。

(3) 感染拡大防止に向けた情報収集

ア 山城北保健所等から教育委員会を通じて、学校に濃厚接触者を認定するための積極的疫学調査に係る情報提供を求められることがある。感染拡大防止に向け、積極的に協力すること。

イ 想定される照会事項は、学校内での感染者の活動・行動歴、他の児童生徒や教職員との接触の状況等となるので、できるだけ早い時期に情報収集を始めるようにする。期間としては、PCR検査を受ける2日前までの期間を目安とする。(PCR検査を受ける以前から風邪症状などがあった場合など、状況により変動あり)

ウ 今後の感染拡大の兆候を早い段階で補足し、出席停止や臨時休業の措置を積極的に講ずる必要があることから、臨時休業を措置した学級等の児童生徒に定期的な聞き取り調査を行うだけでなく、学校全体の児童生徒の健康状態の把握にも積極的に取り組むこと。

(4) 学校内の消毒対応

ア 教育委員会と相談の上実施すること。

5 臨時休業措置に係る広報周知

(1) 学校から保護者等への周知・依頼

ア 教育委員会が臨時休業措置を決定した場合、学校は関係する児童生徒の保護者に、メール配信・学校HP等により可及的速やかに臨時休業する旨とその期間を通知すること。

イ 感染者が判明した場合のみ周知すること。

ウ 臨時休業措置を公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権擁護の観点から公益を欠く場合は、必ず教育委員会に事前に相談すること。

エ 保護者に対して、臨時休業措置の通知に併せ、臨時休業中の児童生徒の健康観察及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止への協力を依頼すること。

オ 保護者に対して、臨時休業中の学習指導や生徒指導等についても協力を依頼すること。

(2) 教育委員会からの報道発表・広報周知

ア 教育委員会は、臨時休業措置を行った場合、町HP上に措置の状況についての情報を掲載するとともに、報道発表を行う。(学校名のみ公表)

イ 公表の範囲については、教育委員会および久御山町新型インフルエンザ等対策本部の決定とする。なお、公表することにより、個人が特定されるおそれがある場合、個人情報保護や人権擁護の観点から公表しないことがある。

Ⅲ 教育活動における留意事項

1 各教科学習等における留意事項

「学校の新しい生活様式」（2021.4.28 Ver.6 ※2021.5.28一部修正）P58 第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策についてを参照とする。また、地域の感染レベルが2の場合、収束局面では感染リスクの低い活動から徐々に実施、反対に拡大局面では感染リスクの高い活動を停止等、状況に応じて判断すること。

(1) 共用で器具や用具等を使用するときの注意点

各教科学習等において、器具や用具、ICT機器等を共用で使用する場合は、使用の前後に石けんによる手洗いなどを行うこと。

※ 使用の前後には、学校として計画的に器具・用具・機器の消毒を行うこと。

(2) 特に配慮を要する教科等

① 技術・家庭科（家庭分野）

【レベル1 留意事項】

ア 被服・実習は、児童生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台・椅子など共用の用具の消毒を行うこと。

【レベル2 留意事項】

ア 調理実習については感染リスクが高いため、少人数や器具を共有化しない等の感染症対策が行えるのかどうかを判断するなど、実施については慎重に検討すること。

【レベル3 留意事項】

ア 調理実習は行わないこと。

② 体育科、保健体育科

※参照京都府教育委員会 保健体育課「感染レベルと体育実技における実施可能な学習活動」

※マスクについては着用の必要はないが、集合や準備片付け等はマスクを着用するか、身体的距離を確保するなど感染対策を行うこと。

【レベル1 留意事項】

ア 身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策をとること。

【レベル2 留意事項】

ア 可能な限り屋外で実施し、屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなる運動は避けること。

イ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはないようにすること。

ウ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動は、可能な限り行わないこと。

【レベル3 留意事項】

ア 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は行

わないこと。(柔道、サッカー・バスケットボールの試合等)

③ 音楽科

【レベル1 留意事項】

ア 歌唱(マスク等着用)や口に触れるリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器を演奏する場合は、窓を開放して換気を十分に行い、互いに向き合うことなく1m以上の距離をとって行うこと。

【レベル2 留意事項】

ア 歌唱(マスク等着用)や口に触れるリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器を演奏する場合は、窓を開放して換気を十分に行い、互いに向き合うことなく、2m以上の距離をとって行うこと。(積極的にパーテーションを活用すること。)

【レベル3 留意事項】

ア 歌唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器を演奏は行わないこと。

④ 理科

【レベル1 留意事項】

ア 屋内での実験は、窓を開放して換気を十分に行い、児童生徒の接近・接触をできるだけ避ける等の配慮をすること。

イ 共有して備品を使用する場合は、使用前後の手洗いを必ず行うこと。

【レベル2 留意事項】

ア 実験や観察は、可能な限り個人で使用できる教材教具を準備すること。

【レベル3 留意事項】

ア 室内で児童生徒が近距離で活動する実験や観察は行わないこと。

⑤ 英語科・外国語活動等

【レベル1 留意事項】

ア 歌唱及び発声は、窓を開放して換気を十分に行い、1m以上の距離をとって行うこと。

イ 向かい合っでの活動は、1m程度の距離をとって行うこと。

【レベル2 留意事項】

ア 歌唱する場合は最低でも2m以上の距離をとり、可能な限り短時間で行うこと。

イ 向かい合っでの活動は、1~2m程度の距離をとって行うこと。距離がとれない場合は、パーテーションを活用すること。

【レベル3 留意事項】

ア 歌唱は行わないこと。

イ 向かい合っでの活動は、2m程度の距離をとって行うこと。距離がとれない場合は、パーテーションを活用すること。

⑥ その他

【レベル3 留意事項】

ア 図画工作等、上記以外の教科についても、感染症対策を講じてもなお感染

のリスクが高い学習活動は行わないこと。

イ 部活動以外の教育活動における学年・学級間の交流等を行わないこと。

(3) 学習の補充について

児童生徒の出席停止や学級閉鎖等で学習内容が抜け落ちることがないように補充すること。感染の状況に応じて、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、ICT環境を活用して指導することができるように進めること。

2 各種行事について

(1) 儀式的行事

- ① 原則として、「3密」を避け、感染防止対策を徹底して計画、実施する。対策が必要かつ十分にとれず、参加者の安全が確実に担保できない場合は中止する。
- ② 参加者（保護者、来賓等）については、マスクの着用、手指消毒、児童生徒等とのソーシャルディスタンスの保持等、留意事項を説明の上、範囲を絞り参加案内を行うこと。

(2) 体育的行事・学芸的行事

（運動会・体育大会・合唱コンクール・学習発表会・6年生を送る会等）

- ① 町及び府の感染者の発生状況や医療態勢等を十分に把握した上で、実施の可否（延期や中止を含む）を検討すること。
 - ア 実施をする際には、実施種目や演技、内容など根本的な見直しを行うこと。
 - イ 練習や取組を行う際には、クラスター発生リスクを避けるなど、感染拡大防止の対策を講じた上で実施すること。
 - ウ けがの予防や熱中症対策にも十分な配慮を行うこと。
（救急搬送等は医療機関の逼迫につながる可能性があるため）
 - エ 参加者（保護者、来賓等）については、マスクの着用、手指消毒、児童生徒等とのソーシャルディスタンスの保持等、留意事項を説明の上、範囲を絞り参加案内を行うこと。
 - オ 教科的な要素が大きい行事については、各教科等の留意事項を参考の上、計画すること。

(3) 宿泊を伴う行事

- ① 町及び府、訪問先の感染者の発生状況や医療態勢等を十分に把握し、京都府教育委員会課通知文書を参考に教育委員会と協議の上、実施の可否（延期や中止を含む）を検討すること。
 - ア 関係業者や宿泊施設等との連絡調整を緊密に行い、急な事態の変動も想定しながら、丁寧かつ慎重な打ち合わせを進めておくこと。
 - イ 延期や中止に伴うキャンセル料等については、旅行業者と打ち合わせを行い、発生させないように留意する。ただし突発的なことにより、キャンセル料

等が発生する可能性がある場合は、教育委員会と協議すること。

ウ どのような結論になったとしても、児童生徒及び保護者の理解が得られるよう、学校としての説明責任を果たすこと。

エ 説明会等において、事前に感染症対策について説明して上で、参加の同意書をとること。

(4) 校外活動

① 原則として「(3) 宿泊を伴う行事」に準じる対応とする。

② 移動に公共交通機関や貸切バスを利用しなければならない場合は、児童生徒の健康状態の把握、訪問地（施設）の現状把握、移動経路の状況把握、引率体制の確立等を十分に行った上で、保護者の理解を得ること。

(5) 授業参観・学校公開等

緊急事態宣言発令中は実施しない。緊急事態宣言が発令されていない時に、授業参観・学校公開等を実施する場合は、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じること。

3 給食について

(1) 配慮事項

【レベル1 留意事項】

① 学校給食を実施するにあたっては、「学校給食安全管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底すること。

② 給食当番を行う児童生徒及び教職員は、健康状態、衛生的な服装（マスクの適切な装着を含む）をしているか、手指は確実に洗浄・消毒したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検する。

③ 給食当番を行う児童生徒は、給食エプロン・帽子を正しく着用すること。複数の児童生徒で同じエプロン・帽子を使い回しをしないこと。

④ 児童生徒及び教職員全員が、喫食の前後に必ず石けんでの手洗いとアルコール等での手指消毒を徹底すること。（喫食前にはできる限り物に触れないこと）

⑤ 万が一の感染・事故発生時には、関係する児童生徒及び教職員を容易に特定できるようにしておくこと。

⑥ 喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導すること。ランチルームの利用は当面しないこと。（感染防止の観点から、学級担任は児童生徒の後方から状態を観察できる位置に居ることが望ましいが、児童生徒の喫食中の様子（のどに詰まらせること等）を観察することも重要である。）

【まん延防止等重点措置区域の指定期間 留意事項】

① 給食の配膳にあたっては、各個人では行わず、点検（②に記載）を受けた給食当番が行うこと。

② 飛沫拡散の防止のためにパーテーションを活用すること。

【緊急事態宣言時 留意事項】

※【まん延防止等重点措置区域の指定期間 留意事項】に合わせて下記のことにも留意する。

- ① おかわり等の配膳は教職員が行うこと。
- ② 使い捨てのビニール手袋を着用して行うこと。(緊急事態宣言解除後は各校状況に応じて対応する。)

4 部活動について

【レベル1 留意事項】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うこと。

【レベル2 留意事項】

可能な限り感染症対策を行った上で、収束局面では感染リスクの低い活動から徐々に実施し、反対に拡大局面では感染リスクの高い活動を停止等を検討すること。ただし、活動の緩和等の流れについては、教育委員会の指示に従うこと。

【レベル3 留意事項】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発生したりする活動は行わないこと。また、緊急事態発令中の活動については、教育委員会の指示に従うこと。

(1) 生徒の健康チェック等

顧問(部活動指導員及び外部指導者を含む)は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒の発熱等風邪症状が見られる場合は、その生徒を参加させないこと。感染拡大地域(レベル2以上)では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も参加を控えさせること。

また、部活動の参加者(教職員も含む)の連絡先及び行動歴を把握し、学校で補完すること。

(2) 活動にあたっての注意事項

- ① 部活動への参加については、保護者の理解を得た上、無理をさせることのないよう配慮すること。(体力の回復状況を把握すること)
- ② 活動終了後は速やかに下校させること。
- ③ 基本的な感染症予防対策(手洗い・消毒・咳エチケット等)を徹底すること。特に、活動前後や休憩時の手洗い、汗ふきタオルや水筒等の共用禁止を徹底し、共用する用具・器具等はこまめに消毒すること。(複数の者が触ったボール等を触った手で、目・鼻・口等を触らないように指導すること。)
- ④ 室内での活動の際には、密閉空間とならないように十分な換気を行うこと。原則として常時開放(2方向以上の窓・扉の同時開放)とする。

- ⑤ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、活動内容を工夫すること。
- ⑥ 活動中及び活動前後・休憩時等においても、できる限り生徒の密度を下げて、不要な接近・接触を避けること。
- ⑦ 吹奏楽や合唱等においては、十分な感染症対策をした上、必要最小限の時間とすること。(レベル2以上の場合は2m以上の間隔を空けること)
- ⑧ 食事をとる際の感染症対策を徹底すること。
- ⑨ 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。ただし、集合したときなど生徒が集まる場合は、十分な距離を空けること。
- ⑩ 活動の実施の可否を判断するために、管理職は顧問から活動計画書等を提出させる。また場合によっては、教育委員会に提出すること。

(3) 活動環境への配慮

- ① すべての部活動で連携・協力し、活動時間や活動場所の割り振りについて工夫すること。(特に、部員数の多い部活動については特段の配慮を行うこと。)
- ② 更衣室については、同時に多数の生徒が使用しない工夫や支障のない教室等を使用するなど、人の密度を下げる。また、換気を十分に行うこと。
- ③ 多数の者が触れる場所や共用物については、原則として1日1回以上消毒すること。(例：ドアノブやハンドル、手すり、スイッチ等)

IV その他

1 登下校時は、児童生徒間の濃厚接触を避けるよう指導すること。特に、集団登校を実施する場合は、挨拶や激励を兼ねた握手・ハイタッチ、接触行為を避けるなど、集合場所における行動に気をつけさせるようにすること。

原則としてマスクを着用する。ただし、熱中症予防として、相手との距離を十分に保って登下校できる場合は、マスク着用を義務づけない。ただし、学校へ到着する前にはマスクの着用し教室に入る前には手洗いをするなど、感染症予防に十分配慮すること。

2 手洗いやうがい、アルコール等を用いた手指消毒、咳エチケット（マスクの着用等）についての指導を徹底すること。その際、年齢や発達段階、一人一人の実態等に応じて、印象に残りやすい教材等を取り入れながら適切に指導し、自らの意思で実践できるよう意識化、習慣化させること。

3 児童会や生徒会の活動、委員会活動や係活動等、児童生徒の自治的な活動を促し、「自分（達）の命や健康は自分（達）で守る」という意識を涵養する。（児童生徒同士の声かけや支援、手洗い・うがい・消毒・咳エチケット等を意識させるポスターの作成、掲示など）

【レベル2 留意事項】

異学級・異学年で活動を共にする場合は、十分な距離をとって行う等、感染症対策は徹底すること。

【レベル3 留意事項】

原則、異学級・異学年で活動を共に行わない。ただし、ICT機器を活用し別教室で行う等の対策がとれる場合はその限りではない。

4 学校の取組や指導内容を積極的に保護者や地域に広報し、その意図や効果について理解を得るとともに、家庭や地域社会でも児童生徒と共に感染拡大防止に取り組む環境・雰囲気醸成する。

5 一般的な指導や指示では自らがとるべき対応が理解できなかつたり、円滑に適応できなかつたりする場合に厳しい注意・叱責等の指導や対応をしないこと。児童生徒の気持ちに寄り添ったはたらきかけを心がけること。